

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
不利益処分名	助成金等の返還	
根 拠 法 令	徳島市国民健康保険はり、きゆう、マッサージ施術費の助成に関する規則	
根 拠 条 項	第16条	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
処 分 基 準	基 準	<p>(助成金等の返還)</p> <p>第16条 市長は、偽りその他不正の行為によって施術券又は助成金を受けた者があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)